

特定非営利活動法人親子のお金と幸せまもろう会 定款

第1章 総 則

第1条 (名称)

- 1 この法人は、特定非営利活動法人親子のお金と幸せまもろう会という。

第2条 (事務所)

- 1 この法人は、主たる事務所を下記に置く。
名古屋市瑞穂区瑞穂通8丁目9番地1 新瑞センタービル3階

第2章 目的及び事業

第3条 (目的)

- 1 この法人は、障がいをもつ子の家族のために、専門家の講師によるセミナー等の開催事業を行うとともに、支援する人又は団体に対して知識向上のための教育セミナーの事業を行う事で、障がい者とその家族に対する不安解消と準備の増進に寄与し、家族を対象として、適切な情報提供を行うことで、適切なライフプランニング及びその周辺準備を推進するために必要な家族支援とその啓発をすることで社会全体の利益に寄与することを目的とする。

第4条 (特定非営利活動の種類)

- 1 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
 - (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - (2) 子どもの健全育成を図る活動
 - (3) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

第5条 (事業)

- 1 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ア 障がい児を持つ親のためのセミナー等の開催事業
 - イ 福祉施設及び団体への教育セミナー事業
 - ウ 国及び地方自治体の実施する助成金、補助金の説明、案内の事業
 - エ 障がい児の特例子会社や就労支援施設等就労の場の情報提供と見学会事業
 - オ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

第6条（種別）

- 1 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。
 - (1) 正会員 この法人の目的に賛同して積極的に運営に参画する個人及び団体
 - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して援助を行う個人及び団体

第7条（入会）

- 1 会員の入会については、特に条件を定めない。
- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込方法により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第8条（入会金及び会費）

- 1 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

第9条（会員の資格の喪失）

- 1 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
 - (1) 退会届の提出をしたとき。
 - (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
 - (3) 継続して2年以上会費を滞納し、催告を受けてもなお納入しないとき。
 - (4) 第11条の規定により、除名されたとき。

第10条（退会）

- 1 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

第11条（除名）

- 1 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) この定款等に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第12条（抛出金品の不返還）

- 1 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

第13条（種別及び定数）

- 1 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長とし、必要に応じ2人以内の副理事長を置くことができる。

第14条（選任等）

- 1 理事及び監事は、総会において選任する。
- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

第15条（職務）

- 1 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

第16条（任期等）

- 1 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また任期満了後に後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第17条（欠員補充）

- 1 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第18条（解任）

- 1 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) 職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第19条（報酬等）

- 1 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第20条（職員）

- 1 この法人に、必要に応じ事務局長その他の職員を置く。
- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

第21条（種別）

- 1 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

第22条（構成）

- 1 総会は、正会員をもって構成する。

第23条（権能）

- 1 総会は、以下の事項について議決する。
 - (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 事業計画及び予算並びにその変更
 - (5) 事業報告及び決算
 - (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
 - (7) 入会金及び会費の額
 - (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

第24条（開催）

- 1 通常総会は、毎事業年度1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

第25条（招集）

- 1 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第26条（議長）

- 1 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

第27条（定足数）

- 1 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第28条（議決）

- 1 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

第29条（表決権等）

- 1 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

第30条（議事録）

- 1 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面又は電磁的記録による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 社員総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 社員総会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

第31条（構成）

- 1 理事会は、理事をもって構成する。

第32条（権能）

- 1 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第33条（開催）

- 1 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があつたとき。
 - (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

第34条（招集）

- 1 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第35条（議長）

- 1 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

第36条（議決）

- 1 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第37条（表決権等）

- 1 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第38条（議事録）

- 1 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的記録による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

第39条（資産の構成）

- 1 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
 - (2) 入会金及び会費
 - (3) 寄付金品
 - (4) 財産から生じる収益

- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

第40条（資産の区分）

- 1 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

第41条（資産の管理）

- 1 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第42条（会計の原則）

- 1 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

第43条（会計の区分）

- 1 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

第44条（事業計画及び予算）

- 1 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

第45条（暫定予算）

- 1 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

第46条（予算の追加及び更正）

- 1 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

第47条（事業報告及び決算）

- 1 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第48条（事業年度）

- 1 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

第49条（臨機の措置）

- 1 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

第50条（定款の変更）

- 1 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。
 - (1) 目的
 - (2) 名称
 - (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
 - (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)
 - (5) 社員の資格の得喪に関する事項
 - (6) 役員に関する事項(役員の数に係るものを除く)
 - (7) 会議に関する事項
 - (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
 - (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る)
 - (10) 定款の変更に関する事項

第51条（解散）

- 1 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
 - (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第52条（残余財産の帰属）

- 1 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会にて決議した者に譲渡するものとする。

第53条（合併）

- 1 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

第54条（公告の方法）

- 1 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑 則

第55条（細則）

- 1 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
理事長 酒井太輔
理事 若尾悠佑
同 安田修
同 永田曇子
監事 黒澤奈子
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年5月末日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月末日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
(1) 正会員 入会金 50,000円 年会費 5,000円
(2) 賛助会員 入会金 0円 年会費 0円

役員名簿

特定非営利活動法人親子のお金と幸せまもろう会

役名	フリガナ 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	サカイ ダイスケ 酒井 太輔		無
理事	ワカオ ユウスケ 若尾 悠佑		無
理事	ヤスダ オサム 安田 修		無
理事	ナガタ リョウコ 永田 量子		無
監事	クロサワ ナコ 黒澤 奈子		無

設 立 趣 意 書

1 趣旨

現代の日本社会において、障がいのある方の数は年々増加傾向にあります。かつては大家族の中で兄弟姉妹や親族が協力し、障がいのある家族を支える体制が自然と存在していました。しかしながら、現在は核家族化・少子化が進行し、家庭内で障がいのある方を支える担い手が少なくなってきました。その結果、主に親が中心となってケアを担うことになり、精神的・経済的な負担はますます重くなっています。

とりわけ、障がいのある子どもを育てる親にとっては、自身の死後にその子どもがどのように生きていくのか、誰が支えてくれるのかという将来に対する不安が非常に大きく、多くの場合、その不安を解消できないまま過ごしているのが現状です。

また、障がいのある子どもが社会の一員として幸せに暮らしていくためには、早い段階からのファイナンシャルプランニングや生活設計が重要です。しかし、現状では、そうした準備に関する正確な情報が行き届いておらず、またサービスを提供する側の知識や理解も十分とは言えません。そのため、当事者家族は「何から準備を始めたらよいのか」「誰に相談すればよいのか」といった疑問や不安を抱え続けることとなります。

こうした課題を解決するために、私たちは、障がいのある子どもとその家族に対し、信頼できる情報の提供と学びの機会を創出し、将来に希望を持ちながら安心して暮らしていける社会の実現を目指します。また、支援を担うサービス提供者や関連団体に対しても、専門的な知識や理解を深めるための教育的サポートを行い、地域全体で支え合える仕組みづくりを推進していきます。

本法人は、こうした目的のもと、障がいのある子の家族を対象に専門家によるセミナー等を通じた情報提供や相談支援を行うとともに、関連する団体や支援者に対する教育・啓発活動を行うことを通じて、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現に寄与することを目的として設立するものです。

2 申請に至るまでの経過

2022年に親子のお金と幸せまもろう会という任意団体を設立し、特別支援学校、放課後等デイサービス、障がいを持つ子のいる家族会でセミナーを開催。親子のお金と幸せまもろう会のメンバーが主体となり、2025年10月に総会を行い設立に至りました。

令和7年10月23日

特定非営利活動法人親子のお金と幸せまもろう会
設立代表者
氏 名 酒井太輔

特定非営利活動法人親子のお金と幸せまろう会
令和8年度事業計画書

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・本年度は法人設立の初年度として、まずは運営基盤の確立と認知度の向上に注力する。具体的には、ホームページの開設を通じて情報発信のプラットフォームを整備し、名古屋市内外の特別支援学校や福祉団体との連携体制を構築する。障がい児を持つ保護者が抱える将来への不安に対し、専門家によるセミナーを適宜開催することで、当法人の支援内容を広く周知し、会員獲得の土台を作ることを目指す。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
障がい児を持つ親のためのセミナー等の開催事業	<p>下記事項を内容とするセミナー (対面またはオンライン、オンライン動画公開の方法によるものも含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 後見制度 ● 障がい年金 ● 公的介護サービス ● 福祉サービス ● その他障害のある子の福祉に関する情報 ● 親子の資産保全 	<p>(A) 随時依頼を受けた都度実施 (年2回程度)</p> <p>(B) 依頼者の所属する教育施設など</p> <p>(C) 1~4人程度</p>	<p>(D) 障がい児を育てる保護者</p> <p>(E) 20~30人程度</p>	40

	<ul style="list-style-type: none"> ● ライフプランニング 			
福祉施設及び団体への教育セミナー事業	<p>下記事項を内容とするセミナー (対面またはオンライン、動画公開の方法によるものも含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 後見制度 ● 障がい年金 ● 公的介護サービス ● 福祉サービス ● その他障害のある子の福祉に関する情報 ● 親の資産保全 ● ライフプランニング 	<p>(A) 随時依頼を受けた都度実施 (年2回程度)</p> <p>(B) 依頼者の所属する福祉施設など</p> <p>(C) 1~4人程度</p>	<p>(D) 障がい者支援をする事業者・施設・団体、及びそれらに従事する方</p> <p>(E) 10~50人程度</p>	30
国及び地方自治体の実施する助成金、補助金の説明、案内の事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 年4回のセミナー ● 月刊メールマガジン・LINE配信 ● 申請サポート専門家紹介 	<p>(A) 年4回</p> <p>(B) オンライン</p> <p>(C) 1~4人程度</p>	<p>(D) 障がい児を育てる保護者</p> <p>(E) 50~100人程度</p>	0
障がい児の特例子会社や就労支援施設等就労の場の情報提供と見学会事業	<p>下記についての情報提供のための資料の配布</p>	<p>(A) 情報提供随時</p>	<p>(D) 障がい児を育てる保護者、放課後等デイサービスの従業員</p>	30

	<ul style="list-style-type: none"> ● 後見制度 ● 障がい年金 ● 公的介護サービス ● 福祉サービス ● その他 障害のある子の福祉に関する情報 ● 親子の資産保全 ● ライフプランニング <p>障がいをもつ子等が就労する可能性のある事業所等の見学会</p>	<p>職場見学会 随時希望を受けた都度実施 (年2回程度)</p> <p>(B) 障がい児の特例子会社や就労支援施設</p> <p>(C) 1~4人程度</p>	<p>(E) 20人程度</p>	
--	---	--	----------------------	--

特定非営利活動法人親子のお金と幸せまろう会
令和9年度事業計画書

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・前年度に構築した基盤を活かし、事業の定着化と支援対象の拡大を図る。セミナーの開催実績を積み重ねることで内容の充実を図るとともに、メールマガジンやLINEによる継続的な情報配信を強化し、利用者とのリレーションを深める。また、福祉施設や関連団体向けの教育セミナーを本格化させ、地域社会全体で障がい者とその家族を支える共生社会の実現に向けた啓発活動を加速させる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
障がい児を持つ親のためのセミナー等の開催事業	<p>下記事項を内容とするセミナー (対面またはオンライン、オンライン動画公開の方法によるものも含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 後見制度 ● 障がい年金 ● 公的介護サービス ● 福祉サービス ● その他 障害のある子の福祉に関する情報 ● 親子の資産保全 	<p>(A) 随時依頼を受けた都度実施 (年2回程度)</p> <p>(B) 依頼者の所属する教育施設など</p> <p>(C) 1～4人程度</p>	<p>(D) 障がい児を育てる保護者</p> <p>(E) 20～30人程度</p>	40

	<ul style="list-style-type: none"> ● ライフプランニング 			
福祉施設及び団体への教育セミナー事業	<p>下記事項を内容とするセミナー (対面またはオンライン、動画公開の方法によるものも含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 後見制度 ● 障がい年金 ● 公的介護サービス ● 福祉サービス ● その他障害のある子の福祉に関する情報 ● 親の資産保全 ● ライフプランニング 	<p>(A) 随時依頼を受けた都度実施 (年2回程度)</p> <p>(B) 依頼者の所属する福祉施設など</p> <p>(C) 1~4人程度</p>	<p>(D) 障がい者支援をする事業者・施設・団体、及びそれらに従事する方</p> <p>(E) 10~50人程度</p>	30
国及び地方自治体の実施する助成金、補助金の説明、案内の事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 年4回のセミナー ● 月刊メールマガジン・LINE配信 ● 申請サポート専門家紹介 	<p>(A) 年4回</p> <p>(B) オンライン</p> <p>(C) 1~4人程度</p>	<p>(D) 障がい児を育てる保護者</p> <p>(E) 50~100人程度</p>	0
障がい児の特例子会社や就労支援施設等就労の場の情報提供と見学会事業	<p>下記についての情報提供のための資料の配布</p>	<p>(A) 情報提供随時</p>	<p>(D) 障がい児を育てる保護者、放課後等デイサービスの従業員</p>	30

	<ul style="list-style-type: none"> ● 後見制度 ● 障がい年金 ● 公的介護サービス ● 福祉サービス ● その他 障害のある子の福祉に関する情報 ● 親子の資産保全 ● ライフプランニング <p>障がいをもつ子等が就労する可能性のある事業所等の見学会</p>	<p>職場見学会 随時希望を受けた都度実施 (年2回程度)</p> <p>(B) 障がい児の特例子会社や就労支援施設</p> <p>(C) 1～4人程度</p>	<p>(E) 20人程度</p>	
--	---	--	----------------------	--

活動予算書

法人成立の日から 令和9年3月末日まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取入会金	500,000		
賛助会員受取入会金	0		
正会員受取会費	50,000		
賛助会員受取会費	0	550,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		0
3. 受取助成金等			
受取助成金	0		0
4. 事業収益			
障がい児を持つ親のためのセミナー等の開催事業収益	0		
福祉施設及び団体への教育セミナー事業収益	0		
国及び地方自治体の実施する助成金、補助金の説明、案内の事業収益	0		
障がい児の特例子会社や就労支援施設等就労の場の情報提供と見学会事業収益	0		
その他この法人の目的を達成するために必要な事業収益	0		0
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		0
経常収益計			550,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
諸謝金	0		
印刷製本費	100,000		
会議費	0		
旅費交通費	0		
通信運搬費	0		
賃借料	0		
その他経費計	100,000		
事業費計		100,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
諸謝金	0		
印刷製本費	0		
会議費	0		
旅費交通費	0		
ホームページ作成費	300,000		
消耗品費	0		
水道光熱費	0		
賃借料	0		
保険料	0		
租税公課	0		
雑費	0		
その他経費計	300,000		
管理費計		300,000	
経常費用計			400,000
当期正味財産増減額			150,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			150,000

活動予算書

令和9年4月1日 から 令和10年3月末日まで

(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取入会金	100,000	
賛助会員受取入会金	0	
正会員受取会費	60,000	
賛助会員受取会費	0	
		160,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	0	0
3. 受取助成金等		
受取助成金	0	0
4. 事業収益		
障がい児を持つ親のためのセミナー等の開催事業収益	0	
福祉施設及び団体への教育セミナー事業収益	0	
国及び地方自治体の実施する助成金、補助金の説明、案内の事業収益	0	
障がい児の特例子会社や就労支援施設等就労場の情報提供と見学会事業収益	0	
その他の法人の目的を達成するために必要な事業収益	0	0
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	0
経常収益計		160,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
法定福利費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
諸謝金	0	
印刷製本費	100,000	
会議費	0	
旅費交通費	0	
通信運搬費	0	
賃借料	0	
その他経費計	100,000	
事業費計		100,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
諸謝金	0	
印刷製本費	0	
会議費	0	
旅費交通費	0	
通信・広告宣伝費	30,000	
消耗品費	0	
水道光熱費	0	
賃借料	0	
保険料	0	
租税公課	0	
雑費	0	
その他経費計	30,000	
管理費計		30,000
経常費用計		130,000
当期正味財産増減額		30,000
前期繰越正味財産額		150,000
次期繰越正味財産額		180,000